破産管財人変更

平成２１年（フ）第１２号
函館市松陰町10番16号
破産者　株式会社佐藤塗装工業所
破産管財人　平井　克宗が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　井口　直樹
平成22年７月27日　　函館地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４６号
函館市昭和３丁目35番25号
破産者　メイクランド株式会社
破産管財人　平井　克宗が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　井口　直樹
平成22年７月27日　　函館地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第６８９号
愛媛県大洲市徳森2217番地15、商業登記簿上の本店所在地愛媛県喜多郡内子町石畳2520番地
破産者　株式会社三友技建
１　期日　平成22年９月２日午前11時15分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月29日　　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７８７号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目32番１号
破産者　株式会社テクノス
１　期日　平成22年９月16日午後１時15分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８５４号
愛媛県松山市味酒町２丁目９－２　シャンピア味酒401号、住民票上の住所愛媛県松山市東野５丁目甲917番地２
破産者　三好　親雄
１　期日　平成22年９月16日午後１時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月29日　　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第３６０号
山口市阿知須4696番地
破産者　株式会社アジスショッピングプラザ
異議申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年７月29日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
山口県岩国市南岩国町５丁目43番22―２号
破産者　有限会社大翔
異議申述期間　平成22年９月７日まで
平成22年７月29日　山口地方裁判所岩国支部

平成１９年（フ）第５０８号
函館市湯浜町11番11号
破産者　株式会社和崎工業
異議申述期間　平成22年９月17日まで
平成22年７月29日　　函館地方裁判所

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２４３号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字宮浦1409番地１　メゾンド優303号
破産者　河合　弘子
免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
平成22年７月28日
名古屋地方裁判所一宮支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１３０号
青森県八戸市大字白銀町字沢向15番地７コーポ光１－３、前住所青森県八戸市新湊１丁目15番４号池田八十吉方
破産者　針生　菊美
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（フ）第２０９号
愛知県稲沢市祖父江町大牧砂田551番地59
破産者　迎　　廣子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

免責決定確定

平成１６年（モ）第１２００６号
（平成１６年（フ）第１００２号）
福岡市東区若宮４丁目７番33―302号、破産宣告時の住所福岡市東区若宮２丁目10番５号
破産者　緒方　吉朝
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成22年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０４５号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番９号
清算株式会社　ケイケイ株式会社
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３０号
名古屋市中区栄３丁目18番１号
清算株式会社　小林工業株式会社
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２３号
神奈川県綾瀬市深谷南１丁目４番４号
清算株式会社　建産センター株式会社
代表清算人　柿原　健作
１　決定年月日　平成22年７月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の14.7%の金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が、第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
横浜地方裁判所第３民事部

保全管理命令

平成２１年（再）第３号
岐阜県羽島郡岐南町下印食２丁目92番地１
再生債務者　株式会社発汗房
１　主文　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　岐阜市鹿島町１―30　いちい法律事務所　弁護士　飯沼　敦朗
３　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
平成22年７月28日　　岐阜地方裁判所

監 督 命 令

平成２２年（再）第１７号
大阪府堺市中区伏尾722番地
再生債務者　株式会社荒井製作所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し